

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第71号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(協議会の会長)」に改め、同条第1項中「京都市美術館評議員会」を「京都市美術館協議会」に、「評議員会」を「協議会」に、「議長」を「会長」に改め、同条第2項中「議長」を「会長」に、「評議員」を「委員」に改め、同条第3項中「議長」を「会長」に、「評議員会」を「協議会」に改め、同条第4項中「議長」を「会長」に、「評議員」を「委員」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「評議員会」を「協議会」に改め、同条第3項中「評議員会」を「協議会」に、「評議員」を「委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「評議員会」を「協議会」に、「評議員」を「委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第14条(見出しを含む。)中「評議員会」を「協議会」に改める。

第15条の見出し中「評議員会」を「協議会」に改め、同条中「評議員会」を「協議会」に、「議長」を「会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局美術館)